

平成31年度 水質検査計画書



大 空 町

●水質検査計画とは・・・

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認する上で必要不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めるものです。

大空町では、水道水源の状況を踏まえ、原水及び浄水の水質に応じた水質検査計画を策定したので公表します。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目、検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性保証
10. 水質検査の評価
11. 関係者との連携について



関係資料

別表1 水質基準項目および検査頻度

●1. 基本方針

大空町の水道の水質に関する検査についての基本方針を次のとおり定めます。

- (1)水質検査は、町内の給水栓及び原水で行います。
- (2)水質検査は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目(色、濁り、消毒の残留効果)、水質基準項目、水質管理上必要と認め独自に行う項目について行います。
- (3)検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

※消毒の残留効果とは、消毒に用いられた塩素を、給水栓までその効果を保持させることです。

● 2. 水道事業の概要

給水、浄水処理施設の状況は下表のとおりです。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

女満別地区			
事業体名	女満別本町地区 簡易水道事業	女満別高台地区簡易水道事業	
給水区域	市街・本郷・住吉・豊里・ 湖南・中央の一部	大成・大東・巴沢・中央・開陽・朝日	
給水人口	4,291 人	465 人	
普及率	98.1%	75.4%	
給水戸数	1,881 戸	118 戸	
計画 1 日最大給水量	3,125 m ³	625 m ³	
1 日平均配水量	1,433 m ³	193 m ³	
浄水場名	昭和浄水場	大成浄水場	東部高台ポンプ場
所在地	女満別昭和 111	女満別大成 263	女満別開陽 395
原水の種類	深井戸(4井)	深井戸(1井)	深井戸(2井)
取水量(m ³ /日)	3,377	440	225
浄水処理方式	急速ろ過 圧力式ろ過 (マンガン砂及び活性炭)	圧力式ろ過 (マンガン砂及び活性炭)	滅菌のみ
浄水使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム

東藻琴地区		
事業体名	東藻琴地区簡易水道事業	
給水区域	東藻琴地区一円	
給水人口	2,204 人	
普及率	97.6%	
給水戸数	934 戸	
計画 1 日最大給水量	2,517 m ³	
1 日平均配水量	1,672 m ³	
水源名	東藻琴第 1 水源	東藻琴第 2 水源
所在地	東藻琴山園	東藻琴末広
原水の種類	湧水	湧水
取水量(m ³ /日)	1,437	1,150
浄水処理方式	滅菌のみ	滅菌のみ
浄水使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

● 3. 水道の原水及び浄水の水質状況

水道の原水及び浄水の水質状況については下記のとおりです。

<女満別地区>

原水について

○昭和浄水場については、鉄・有機物・色度・濁度・アンモニア性窒素が高濃度で検出される井戸であり、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度が水質基準値(浄水)を超過する井戸もあるため、上記の検査項目を浄水処理時の要監視項目とします。

○大成浄水場については、鉄・色度・濁度・マンガン・アンモニア性窒素が高濃度で検出される井戸であるため、上記の検査項目を浄水処理時の要監視項目とします。

○東部高台ポンプ場については、水質状況は概ね良好な状態にあり、浄水処理時の要監視項目はありませんが、クリプトスポリジウムを注意すべき項目とします。

浄水について

○すべての浄水施設について、これまでの検査結果から水質基準に適合した水道水を給水していますが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸を注意すべき項目とします。

<東藻琴地区>

原水について

○第1水源、第2水源とも水質状況は良好な状態にあり、浄水処理時の要監視項目はありませんが、集団感染を引き起こす可能性のあるクリプトスポリジウムを注意すべき項目とします。

浄水について

○すべての浄水について、要監視項目及び注意すべき項目はありません。

● 4. 採水場所

配水系統	採水施設名	採水地点
昭和浄水場系統	めちやいんど館	女満別中央 341 番地の 3
昭和浄水場系統	住吉第 1 ホンブ所	女満別住吉 402
昭和浄水場系統	湖南公民館	女満別湖南 126 番地 4
大成浄水場系統	開陽公民館	女満別開陽 304 番地
東部高台ポンプ場系統	朝日公民館	女満別朝日 338 番地の 1
東藻琴第 1 水源系統	東洋配水池	東藻琴山園 475 番地の 3
東藻琴第 1 水源系統	大進会館	東藻琴大進 135 番地
東藻琴第 1 水源系統	千草会館	東藻琴千草 323 番地の 3
東藻琴第 2 水源系統	東藻琴除雪センター	東藻琴 389 番地の 12

● 5. 水質検査項目、検査頻度

(1) 給水栓

ア. 毎日検査

色・濁り・消毒の残留効果の検査を1日1回行います。

イ. 毎月検査

水質基準項目で概ね月1回以上検査を行うとされている9項目の検査に加え、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物の3項目を加えた計12項目について検査を行います。

ウ. 3ヶ月に1回の検査

毎月行う検査項目に消毒副生生物12項目を加えた計24項目について検査を行います。また、女満別地区については上記24項目の他、蒸発残留物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の検査も行います。

法令に基づく水質基準項目のうち、その濃度が過去3年間1/5以下の場合には年に1回、基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するために、検査頻度を減らさず年4回の検査を行います。

エ. 1年に1回の検査

水質基準項目51項目について検査を行います。

なお、過去の検出状況から判断すると検査頻度を3年に1回まで省略できる項目もありますが、安全性を優先し1年に1回の検査を行います。

(2) 原水

女満別地区(深井戸)

水質が安定していることから、別表のとおり11項目及びアンモニア態窒素について3ヶ月に1回(年4回)の検査を行います。また、水質安全確認のため年1回、消毒副生生物(11項目)を除く40項目の検査を行います。

東藻琴地区(湧水)

水質は安定していますが、地表面に近いことから、別表のとおり11項目について安全確認のため月1回(年12回)の検査を行います。また、水質安全確認のため年1回、消毒副生生物(11項目)を除く40項目の検査を行います。

クリプトスポリジウム等対策に関する検査

「水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水源が深井戸でリスクレベル1の女満別地区についてはリスクレベル2の管理(3ヶ月に1回)とし、水源が湧水でリスクレベル2の東藻琴地区についてはリスクレベル3の管理(月に1回)とし、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行います。

※クリプトスポリジウムは、耐塩素性病原生物であり、人間などの哺乳動物の腸に寄生する原虫で、食べ物や水を介して口から感染します。大腸菌及び嫌気性芽胞菌は、水道原水におけるクリプトスポリジウムの汚染の指標として検査するもので、この指標菌が検出された場合は、「水道原水にクリプトスポリジウムが混入する恐れがある」ということになります

●6. 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

毎日検査は、役場担当職員により行います。その他の検査については、水道法第20条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

●7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。なお検査項目は状況に応じて判断します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 不明の原因により給水栓で色及び濁り等に著しい変化があったとき。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生した場合直ちに行い、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

●8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や検査結果については、役場建設課・支所建設課分室窓口及び大空町ホームページで公表します。

●9. 水質検査の精度と信頼性保証

検査の精度と信頼性を保証するため、厚生労働省登録検査機関に水質検査を委託し、検査機関には厚生労働省の登録を受けたことを証明する書類と精度管理を行った評価試験結果の提出を求め、検査の精度と信頼性を確認します。

●10. 水質検査の評価

検査結果の評価は検査ごとに行い、基準値を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

●11. 関係者との連携について

水質に異常が認められた場合には、委託検査機関や関係省庁と連携して迅速に対応します。

別表1

平成31年度水質検査実施計画書(女満別地区)

番号	項目名	基準値(浄水)	原則検査頻度		浄水検査回数減少可能	女満別本町地区				女満別高台地区				項目の概要					
						昭和浄水場		昭和配水系統		昭和配水系統		昭和配水系統			大成浄水場		大成配水系統		
						(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)		(回/年)	(回/年)	(回/年)		
1	一般細菌	1mlの検水で形成される菌落数が100以下であること。	原水	浄水	不可	4	12	12	12	4	12	4	12	病原微生物					
2	大腸菌	検出されないこと。				4	12	12	12	4	12	4	12						
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	3ヶ月1回	△		1	1	1	1	1	1	1	4	金属類					
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	4	1		1	1			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。				3ヶ月1回			4	12	12	12	4		12	4	12	無機物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。				年1回	3ヶ月1回	不可	1	4	4	4	1		4	1	4	無機物質・消毒副生成物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。				3ヶ月1回	△		4	12	12	12	4		12	4	12	無機物	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.0mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
14	四塩化砒素	0.002mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	有機物			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	消毒副生成物			
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4				
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4				
23	クロロホルム	0.08mg/l以下であること。	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4				
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	3ヶ月1回	△		1	1	1	1	1	1	1	1	金属類					
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	1	1		1				
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。				4	12	12	12	4	12	4	12		12				
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。				1	1	1	1	1	1	1	1		1				
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	3ヶ月1回			1	1	1	1	1	1	1	1	無機物					
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	3ヶ月1回			1	1	1	1	1	1	1	1	金属類					
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	年1回	不可		4	12	12	12	4	12	4	12	無機物質					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。				1	4	4	4	4	1	1	1		1				
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。				1	4	4	4	4	1	4	1		4				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。				3ヶ月1回	不可		1	1	1	1	1	1	1	1	有機物質		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。				月1回	△		1	1	1	1	1	1	1	1	臭気物質		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。							1	1	1	1	1	1	1	1		1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。							1	1	1	1	1	1	1	1		1	
45	フェノール類	フェノールの量に関して、0.005mg/l以下であること。				3ヶ月1回	△		1	1	1	1	1	1	1	1	有機物質		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。				月1回	不可		4	12	12	12	4	12	4	12	基礎的性状		
47	pH値	5.8以上8.0以下であること。							4	12	12	12	12	4	12	4		12	12
48	味	異常でないこと。							4	12	12	12	12	4	12	4		12	12
49	臭気	異常でないこと。							4	12	12	12	12	4	12	4		12	12
50	色度	5度以下であること。	4	12	12				12	12	4	12	4	12	12				
51	濁度	2度以下であること。	4	12	12				12	12	4	12	4	12	12				
	アンモニア態窒素	基準なし				4				4		4							
	大腸菌	検出されないこと。				4				4		4							
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと。				4				4		4							
	色	ほとんど無色であること。	1日1回			1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回						
	濁り	ほとんど透明であること。	1日1回			1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回						
	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	1日1回			1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回						

※ △: 原水に大きく変動が無いと認められる場合は、過去3年間に基準値の5分の1以下であるときは、おおむね年に1回以上、また基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上に省略することができる。

平成31年度水質検査実施計画書(東藻琴地区)

番号	項目名	基準値(浄水)	原則検査頻度		浄水検査回数減少可能	第1水源系統				第2水源系統		項目の概要						
			原水	浄水		高区配水池	東洋配水系統	中区配水系統	福富配水系統	低区配水池	東郷配水系統							
						(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)	(回/年)							
1	一般細菌	1mlの検水で形成される菌落数が100以下であること。	年1回	月1回	不可	12	12	12	12	12	12	病原微生物						
2	大腸菌	検出されないこと。				12	12	12	12	12	12		12	12				
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。				3ヶ月1回	△	1	1	1	1		1	1	金属類			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
9	亜硝酸酸素	0.04mg/l以下であること。						3ヶ月1回	△	12	12		12	12		12	12	無機物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。						3ヶ月1回	不可	1	4		4	4		1	4	無機物質・消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。				3ヶ月1回	△	12	12	12	12		12	12	無機物			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。				3ヶ月1回	△	1	1	1	1		1	1	有機物			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロ	0.04mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。						1	1	1	1		1	1		1		
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。						4	4	4	4		4	4		4		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4	消毒副生成物				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。				4	4	4	4	4	4		4					
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	3ヶ月1回	△	1	1	1	1	1	1	金属類							
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。			1	1	1	1	1	1		1						
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。			12	12	12	12	12	12		12						
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	3ヶ月1回	△	1	1	1	1	1	1	無機物							
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。			1	1	1	1	1	1		1						
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。			1	1	1	1	1	1		1						
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	年1回	月1回	不可	12	12	12	12	12	無機物質							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。			1	1	1	1	1	1		1						
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。			1	4	4	4	1	4		4						
41	除イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	3ヶ月1回	不可	1	1	1	1	1	1	有機物質							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。			1	1	1	1	1	1		1						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。			月1回	△	1	1	1	1		1	1					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	3ヶ月1回	△	1	1	1	1	1	1	有機物質							
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。			1	1	1	1	1	1		1						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。			月1回	不可	12	12	12	12		12	12					
47	pH値	5.8以上8.0以下であること。	年1回	月1回	不可	12	12	12	12	12	基礎的性状							
48	味	異常でないこと。			12	12	12	12	12	12		12						
49	臭気	異常でないこと。			12	12	12	12	12	12		12						
50	色度	5度以下であること。			12	12	12	12	12	12		12						
51	濁度	2度以下であること。			12	12	12	12	12	12		12						
	大腸菌	検出されないこと	年1回	月1回	不可	12	12	12	12	12	基礎的性状							
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと			12	12	12	12	12	12		12						
	色	ほとんど無色であること			1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回		1日1回						
	濁り	ほとんど透明であること			1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回		1日1回						
	遊離残留塩素	0.1mg/l以上			1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回		1日1回						

※ △: 原水に大きく変動が無いと認められる場合は、過去3年間に基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上、また基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上に省略することができる。



東部高台ポンプ場



低区配水池(末広)

お問い合わせ先

大空町役場 建設課 上下水道グループ

〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

TEL 0152-74-2111(内線321) FAX 0152-74-3643

大空町東藻琴総合支所 建設課分室

〒099-3293 網走郡大空町東藻琴360番地の1

TEL 0152-66-2131(内線432) FAX 0152-66-2423

URL <http://www.town.ozora.hokkaido.jp>

メールアドレス info@town.ozora.hokkaido.jp

■大空町まちづくり宣言（平成28年3月8日制定）

大空に 人・花・心 育むまち

生涯にわたる教育を「人」、農業を中心とする産業を「花」、心身の健康を「心」という言葉に込め、澄み渡る大空のもとで、たくさんの幸せが育まれる様を表わしています。

■町章



大空町（OZORA）の英字頭文字「O」をベースに、澄み切った透明感のある大空、交流拠点となる空港と基幹産業である農業を青色と緑色の流線型で表し、大空町を象徴しています。

■シンボルマーク（平成19年3月1日制定）



●デザインイメージ

三角は藻琴山で角が丸いのはやさしさを表します。水芭蕉と芝桜は大空町の花。そして、三角上部の青色は湖と空を表し、飛行機が白いのは、みんながひとつに染まるようにということを表現しています。